

令和7年10月29日
中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分のお知らせ

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月29日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
広島	河 内	1両×116日	山口	串	1両× 23日
広島	御手洗	1両×153日	鳥取	青 谷	1両× 44日
岡山	円 城	1両×129日	島根	石見銀山大森	1両×133日
岡山	早 島	1両×111日	島根	雲 城	1両× 53日
山口	地 福	2両× 55日			

3. 処 分 日

令和7年10月29日（水）

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：みづたに くらた ひろもと
水谷、倉田、廣本

TEL：082-228-3460